

一九二〇年代の民主主義

——国民党と共産党を中心に——

江田 憲治

はじめに——二〇年代民主主義の模索

一 政党の民主主義——その出発

二 合作の民主主義——その展開

三 抗争の民主主義——その挫折

おわりに——二〇年代民主主義の帰結

はじめに——二〇年代民主主義の模索

一九一九年、雑誌『新青年』誌上で、陳独秀が「サイエンス」とともに「デモクラシー」こそが、中国の政治や思想などにおける「すべての暗黒をいやすことができる」と語ったとき、それはまさしく新文化運動時期（一九一五—二〇年）の時代精神を象徴するものだった。いうまでもなく新文化運動時期にはさまざまな思想が欧米や日本からもたらされたし、一部の知識人は「民主主義」を乗り越えるものと考えられた「社会主義」思想、アナキズムやマルクス主義を受容していった。しかし一九二〇年代にあつて、新文化運動により準備された諸思想が、政治的な主張とし

て実践の場におかれたとき、現状の変革をめざす諸勢力に共通して見られた理念とは、なによりもまず「民主主義」であった。自由な個人の連帯を主張するアナキストグループとその対極にある国家主義者を除けば、欧米流の民主主義者、社会主義者、民族主義者が、そして学生や労働者、商人など多様な階層の集団が、何らかのかたちで「民主主義」を語ったのである。

もちろん、同じ「民主主義」という言葉が使われたとしても、その実現への構想はさまざまだった。一九二二年五月、胡適たち知識人のグループは、すぐれた人物「好人」による「好い政府」を組織し、当時北京と広州に存在した二つの軍政権を講和させ、選挙制度を改善するなど、実現可能と考えられた漸進的な改革からする現状の打開を提起した²⁾。またほんらい民主主義を「ブルジョアの専有物」と位置づけていた陳独秀を指導者とする共産党は、この年七月、コミンテルンの指示のもと、帝国主義と軍閥の打倒をめざす革命によって「真の民主政治をもつ独立国家」を樹立することを主張した。彼らはいくまで民主主義革命を社会主義革命に移行させることを展望していたが、それでも働くもの（労働者や農民）の権利を運動の中心とする、独自の民主主義思想を提唱しえた³⁾。

さらに、三民主義をかかげる孫文と国民党は、一九二三年はじめ、前年の陳炯明軍の反乱によっていったん失った広州政権を奪回しており、ふたたび軍事行動によって北方の軍閥を打倒し、中国を統一することをめざしていた。彼らの構想する民主主義「民権主義」は、統一後それぞれ数年間にわたる軍政期（旧制度を破壊）、訓政期（県レヴェルの自治訓練）をへて、県代表からなる国民大会が五権（三権分立プラス監察権・考試権）憲法を制定し、五院制の中央政府が樹立されることで実現するはずであった。そして憲法制定後の憲政期にあつては、人民は県政で選挙権やリコール権などの「直接民権」を、また国政では選挙権を行使することになっていた⁴⁾。

このほか、二〇年代はじめ以来、湖南省などでは一省レヴェルの自治と民主政をまず実現し、連邦制による民主国

家建設を主張する連省自治運動が、知識人や社会団体を担い手として展開されていたし、上海を中心とする商人たちの団体も、民主政治の実現を主張した。そして、こうしたさまざまな民主主義へのアプローチのうち、その実現を阻んでいる軍閥の支配に対する挑戦をなしたのには、国民党と共産党であり、両者の合作を基盤とする革命運動であった。一九二二年八月、共産党は、孫文の構想とそれにもとづくコミンテルンの指示のもと、民主主義革命の戦術を「連合戦線」から「国民党加入」へと転換、この結果国共合作が開始される。それは反帝国主義と反軍閥を課題に、統一された民主国家樹立をめざす「国民革命」を展開させることになる。

だが、国民党と共産党の合作がなったとき、将来の中国の民主主義に、いくつかの枠がはめられたことも確かである。第一に、コミンテルンの強い影響のもとにあった共産党はもろろんのこと、その革命観を受け入れた国民党も、反革命勢力には民主主義の権利を認めない立場にたつた。両党の合作を正式に決定した国民党第一回全国代表大会（一九二四年一月）は、自らの民主主義をブルジョアジーに専有されぬ、「一般平民が共有するもの」と位置づけると同時に、「帝国主義と軍閥に忠誠を尽くすもの」の自由と権利を認めないことを宣言したのである。⁵⁾ここで、具体的に誰がこうした反革命勢力であるかを判断するのは党に他ならないから、民主主義の適用範囲は党が左右することになる。第二に、この二つの政党は、ともにその理想的な政治の実現まで、党が人民による支配を代行することを肯定していた。国民党の構想する軍政期・訓政期はこのことをよく示しているし、また彼らは「党を以って国を治める」ことをその政治理念として繰り返して表明していた。⁶⁾共産党に結集した社会主義知識人も、一党支配国家であるソヴィエト・ロシアに将来の国家のモデルを見いだしていたのである。⁷⁾

すなわち、国民党と共産党という政党がともに、民主主義の適用範囲を自ら設定し、また自らによる人民支配を構想していた以上、そしてこの二つの政党が二〇年代の民主主義運動の主力を担った以上、国民党と共産党の自体の民

主義こそが、二〇年代の民主主義の到達点を規制するものとなるはずである。しかも二〇年代のはじめにあって、少なくとも一部の知識人は、この政党における意思決定の問題を意識していた。アナキストは、「多数が少数を服従させることにも、少数が多数を服従させることにも絶対に反対する」立場から、「自由連合」論をもってマルクス主義者と論争したし、胡適たちのグループの一人は、国民党の集権的な体質や少数による指導を批判していた。そしてアナキズムからマルクス主義へと思想的に遍歴した新文化運動期の代表的な青年の一人憚代英も、二二年の「民治運動」という論文の中で、人民に連帯と団結を求めるとともに、指導部を「監督」することの必要性を強調していた。「民主政治のために戦う連合の中でも、兵士一人ひとりが指導者を監督できねばならない」と。^⑧

それでは、民主主義がめざされた二〇年代において、政党によってその運動の主力が担われ、その党における民主主義が問われていた時代に、国民党や共産党はどのように党の意思を決定し、自らの内にどのような民主主義をもち得たのか。われわれはこの考察を、国共両党の意思決定のあり方を規制した成立当初の規約や組織論からはじめよう。

一 政党の民主主義——その出発

一九一九年に成立宣言を發した中国国民党と、一九二一年に成立大会を開催した中国共産党は、少なくとも成立当初、きわめて集権的な政党であった。

まず中国国民党は、同党の前身である中華革命党の組織原則を受け継いでいた。^⑨辛亥革命後の革命派の瓦解、第二革命の失敗に、「黨員が自由や平等を党内で主張したからだ」という教訓を読み取った孫文は、この中華革命党（一九一四年正式成立）において、黨員に孫文個人にたいする絶対的服従を要求し、黨員は入党に際し孫文への服従宣誓・

指紋の押捺まで行なわねばならなかった。その後服従宣誓・指紋押捺は廃止されたものの、国民党にあつても党首（総理）たる孫文が党の政策や人事についての全権を握り、党員がこれに服従することを原則とする点では、変わりがなかったのである。「党はほんらい人治であつて、法治ではない……党が団結し發展できるのは、一に感情の作用と二に主義の作用によるのであつて、法治の作用はきわめて少ない」とする孫文にとって、法治Ⅱ民主的な意思決定よりも、人治Ⅱ党首による決定、が優先されていたのである。——「私に服従することは、私の主張する革命に服従することであり、私の革命に服従するなら、当然、私に服従しなければならない」¹⁰⁾。

事実、最初の規約である「中国国民党規約」（一九一九年一〇月）によれば、「党を代表し、党務を総覧する」総理は、同時に党本部を構成する総務部、財政部などの長（主任幹事）の任命権をもっていたし、党の大会は総理の選出以外なんの権限も規定されていない。しかも、大会そのものが開かれていない以上、一般党員が党の意思決定に参与する道は全くなかった、と言つてよい。翌年一月の「総章」では、こうした点はさらに強化され、本部の部長、副部长、幹事長、幹事にいたるまでの全ての役員が総理の任命制になつたし、大会や各種会議も総理が招集権を握つていた。¹¹⁾

もちろん、孫文が民主主義的な意思決定、とりわけ多数決原理について全く理解していなかつたわけではない。すでに辛亥革命期（一九〇五年）にあつて、彼は留学生たちの会議のやり方が混乱していることを問題とし、会議運営規則についての書物の翻訳を廖仲愷に命じている。一九一七年に『会議通則』として出版され、遅くとも一九二二年六月までに『建国方略』のうちの「民権初歩」として出版されたものがそれである。¹²⁾だが一方で、国民に自由と平等をもたらす革命のためには、革命党の党員は党内で自由や平等Ⅱ民主主義を享受しえない、というのも同時に孫文の基本的立場であり、彼が広東政権の確立や軍事行動に全力を傾注し、党が大衆的な意思決定の場を見いだせないとき、

民主主義への指向は後景に退き、孫文の専権のみが国民党で制度的に確立されていたのであった。

また国民党に二年遅れて生まれた中国共産党は、翌二年七月の二全大会でようやく党の組織原理についての決議を採択、最初の党規約を作成したが、この共産党の組織原理も、国民党における孫文一個人の絶対権限とは異なるものの、やはり集権的色彩の濃いものであった。「組織規約についての決議案」は、「集権の精神と鉄の規律」、「軍隊式の訓練」を強調し、「個々の黨員は個人の感情や意見、利益関係を犠牲にして党の一致を擁護しなければならない」ことを規定した。共産党は国民党とは異なり、大会が選出する中央執行委員会が指導部を構成したが、党規約によれば、党中央は下級組織にたいして設立認可など強い監督権限をもち、その決議に黨員は「絶対服従」せねばならなかった¹³。当時の共産党は、党内の民主主義についてほとんど論じていないのである。

したがって、この二つの政党が、コミンテルンからの働きかけによって、合作関係の樹立を決定したとき、その出発点が必ずしも民主的でなかったことも怪しむに足りない。共産党が二全大会でいったん決定した、党外合作方式（「民主連合戦線」論、国民党などとの対等な連合）を翌月の中央執行委員会で党内合作方式（国民党への個人加入）に変更したのも、コミンテルン代表のマーリンに党内多数派が服従した結果であって、彼らはほんらいブルジョア政党と考えていた国民党への加入には反対であった。このうち共産黨員の一部は、孫文の同意のもとに国民党に加入し始めるが、国民党の側について見れば、これも孫文一人の決断によっている。当時の国民党規約は、黨員が他の政党に加入することを認めていないのであるから、厳密に言えば、それは党規約違反なのである。

だが、成立当初、民主的意思決定システムとはほとんど無縁であったこの二つの政党は、この合作を推し進める中で、異なる道をたどりながら、民主的意思決定を自らのものとしていく。ともに党内に合作への反対勢力をかかえながら合作をめざした両党は、その反対が強固であったからこそ、一方的な指導部の決定の押し付けに終始するわけに

はいかなかった。ここに彼らは、むしろ民主主義をとおして、党の意思決定をはかるのである。

まず共産党は、機関誌において国民党との連合を理論的に説明することからはじめた。すなわち、国民党への党員加入がはじまった一九二二年九月、中央執行委員長陳独秀は、「造国論」と「国民党とは何か」という二つの論文を、創刊されたばかりの機関誌『嚮導』二期に発表した。中国ではブルジョアジーとプロレタリアートの階級分化はすすんでいないのであるから、当面の課題は両者が連合し、軍閥打倒と民主政治の実現をめざす国民革命だとし（「造国論」）、国民党は（それまで考えられていたようなブルジョア政党ではなく）ブルジョアジーとプロレタリアートの勢力が相半ばする階級連合政党だと規定する（「国民党とは何か」）。この二つの論文は、中国社会の現状分析と国民党の階級規定のやり直しによって、国民党への加入戦術を理論的に正当化し、党員たちに党中央の方針を説明するものだった。これにたいして、ある党員（党シンパ？）が、両階級連合の国民革命は、純粹なプロレタリア革命より困難だ、とする批判の書簡を『嚮導』編集部に寄せたが、このとき共産党は、公開論争の道を選んだ。党中央はこうした意見に改めて説得を行なう文章とともに、書簡を『嚮導』に掲載したのである。⁽¹⁴⁾

国共合作に対する批判はしかし、これだけにとどまらなかった。翌二三年になると、共産党はそれまで幹部だけにとどめられていた国民党加入を全党員に広げることをめざし、李大釗や陳独秀の論文が発表されたが、党内の反対論は収まらなかった。六月に開かれた三三大会は、このため激しい論争の場となったのである。だが、ここで注目に値するのは、反対論者たちが、コミンテルンの指令を独自に解釈しながら、あるいは党中央の見解を全面的に批判して、論争を挑んでいることである——「コミンテルンは、全党員の加入まで指示してはいない」「国民党はブルジョア政党であり、われわれの敵だ」⁽¹⁵⁾。すなわち、三三大会では、きわめて自由な討議が戦わされているのである。この論争の結果は、国共合作全面化論が多数を獲得し、共産党は、党の独立性を保持しながら、全党員の国民党加入を決定す

ることになるのだが、こうした機関誌や党大会を舞台とした論争は、共産党員たちが党の路線転換において、民主的
意思決定を機能させたことを示している。反対意見の表明を許容することこそ民主主義の根幹だからである。この
時点でも、党内民主主義は党の組織原理として確立されていなかったが、知識人政党として出発し、革命の理論を模
索しつつあった彼らは、無自覚的に民主主義を機能させたのである。

これにたいして国民党は、二三年一〇月以降本格化する改組工作の中で、党の民主的な組織原理を確立することか
ら開始した。すなわち、ソ連との提携によって国民党の改組をめざした孫文が、「ロシアに学ぶ」こと、すなわち党
の主義に忠実な軍隊の創設、宣伝活動の強化、労働者や農民を階級基盤とすること、さらにはロシア党式の規律と訓
練、を強調したことはよく知られている。だが、「ロシアに学ぶ」ことは、同時に、党の意志決定に民主主義をもた
らした。それは前述のように、『会議通則』Ⅱ「民権初歩」という、それまで孫文の党論のなかで底流にとどまっ
ていた民主主義への指向を活性化させることにもなる。

なぜなら、ソ連から派遣されたポロジンが主導した改組とは、当時のソ連共産党の組織原理、すなわちポリシエヴィ
キ以来の伝統をもち、集権制とともに党内民主主義を重んじた「民主主義的中央集権制」にもとづくものだったから
である。それは一九〇二年にレーニンが主張した職業革命家集団の「前衛」概念とも、また三〇年代以降同じく「民
主主義的中央集権制」を標榜しながら、階層的な意思決定の中で少数派を駆逐したスターリンの「一枚岩」主義とも
異なる組織原理であった。

そのことは、ポロジンが起草し、国民党改組宣言・党綱草案とともに公表された「中国国民党章程草案」に端的に
あらわれている。すなわちこの草案は、ロシア共産党の一九二二年規約——レーニン時代最後の規約——を下敷とし
たものだったのである。ここに、国民党の最高機関は全国代表大会であると規定された。その職権は、中央執行委員

会や中央各部の報告を受け採択することのほか、綱領・規約の修正、当面する政策の決定、さらに総理と中央執行委員会・中央審査委員会を選出することであり、これらは当時の中国共産党の規約よりも豊富なものとなっている。また「草案」の規律についての条項も、ロシア党規約にならって、「党内の各問題は、それぞれ自由に討論できるが、決定をみたのちは一致して実行しなければならない」とし、党内意志の決定にいたるまでのプロセスでの自由な討論の保証を規定したのである。¹⁶⁾

したがって、国民党第一回全国代表大会が採択した（一九二四年一月二日）「規律問題についての決議」――「国民党の組織原則は、民主主義的集権制度であるべきだ」「全党員が共同討論、決議および選挙に参与する制度こそ民主主義の実行を保証するゆえんである。討論が終結し、執行機関が議決すれば、所属の黨員はすべてそれらの決議案あるいは命令を遵守し実行する義務をおう。これがいわゆる政党的集権制度である」――の意義は、国民党章程草案にはもろこまねなかった、ロシア党一九二二年規約に見える党的組織原理「民主主義的中央集権制という規定を補充し、これに説明を加えることにあつたといえよう。国民党は以後、「民主主義的集権制度」が自らの党的組織原理であることを繰り返し表明することになる。

このほかにも、国民党の改組は、当時にあつて可能なかぎり民主的な手続きを重んじたものであつた。孫文による特別会議の招集、そこでの改組の趣旨説明、臨時執行委員会の任命、臨時執行委員会による改組宣言・党綱草案・章程草案の起草と公表、党機関紙の発行と改組への意見募集。臨時執行委員会の議事録は党機関紙『国民党週刊』に公表されたし（この議事録公表は、以後国民党の慣例となる）、さらに第一回全国代表大会はあらかじめ公開された運営規則にもとづいて、議長団の選出から中央委員の選出にいたるまで、ほぼルールどおりに運営された。ここには、孫文の『会議通則』Ⅱ「民権初歩」が主張した会議の規則的な運営、多数決による決定、の影響がはっきりと認めら

れる。国共合作の確定など、党内で一致していなかった諸問題については、論争のすえ多数決で決着がはかられたのである。

もちろん、大会で合意を見たうえで孫文が特別扱いされたことも確かであるし、大会が最終的に採択した規約「中国国民党総章」¹⁹は、周知のように孫文に絶大な権限を与えた。もともと章程草案では総理は大会で選出され、その権限も中央執行委員会の議長職というきわめて限られたものだった。しかし、大会の章程審査委員会は、総理は（選出されるのでなく）孫文であること、党員は総理に服従する、総理は中央執行委員会の決議を認可し、大会の決定を差し戻す権限をもつ、とする条項を章程に付け加え、これは何の異論もなく大会で認められたのである。この変更は従来どおりの「総理制」を維持しようとした右派と、孫文の権限強化を有利と見た左派の思惑の一致の産物だったと考えられるが、それにしても当時孫文や左派の指導者が、この総理の絶対権限を、民主主義的な他の組織原理と矛盾するものとは考えてはいなかったことも確かである。

たとえば、汪精衛が『中国国民党週刊』に発表した論文「中国国民党章程の要点」²⁰は、次のように論じる。――
 大衆の力を結集するためには、団体行動が必要である。それは「大衆を集めて一つの団体とし、共通の意志にもとづいて共通の力量を生み出すもの」であって、「平等であるばかりか公開的でもある」。その実現のためには、大衆の意志を①会議をとおして顕在化させ、②多数決によって決定し、③全体の意志とすることで実行しなければならない。さらに汪精衛は、②の点について、多数派は少数意見に配慮しなければならないこと、また少数派は決議に従わねばならないが、その主張を保留したうえで将来多数を動かす機会を待つべきこと、を指摘した。また汪は、「総章」の「党内の各問題は、それぞれ自由に討論できるが、決定をみたのちは一致して実行しなければならない」を引用しながら、「日常と会議のさいには、個人の意志を極端に尊重し、自由に発露する機会をあたえる。決議の後には、極端

に団体の意志を尊重する」と述べている。要するに汪精衛は、この論文で党の集团的な意志決定とその実行を強調しているのだが、一方で「総章」が規定した総理の絶対的な権限については全く触れていないのである。これらの点は、改組後の国民党が「一枚岩」をめざしたわけでも、総理孫文への忠誠にたよって団結を維持しようとしたわけでもなかったことを意味しているよう。

また、孫文自身もほんらい章程草案のように総理職を選挙で選ぶことについては反対していなかったし、大会での演説でも、党の組織原理が「総理制」から「委員制」へ、すなわち党の意志決定システムが、孫文個人によるものから集団的なそれへと変更されたことを強調している。事実、大会の後にあっても、たとえば中央執行委員会の決定をくつがえすなど強権を発動することはなかった。また後述するように重要な問題で彼に裁決が委ねられたときにも、むしろ中央執行委員会に全体会議を招集させ、決議をおこなわせている。さらに孫文は、大会の演説で、政治綱領への党員の遵守義務の根拠を大会で決定されたことに求め、そこに不備が見つかり新たな見解が生じたときには、一年後もしくは臨時に開かれる次の大会で修正できるとした。こうした言動には、党がめざす革命の主義と彼の主義との一致という前提があったにせよ、孫文が党員に要求する服従は、もはや党大会における決定を根拠とするものであって、彼個人に絶対服従を求めるものではなかったのである。

二 合作の民主主義——その展開

国共合作の実現にいたる過程で、両党は対照的ではあるが、ともに民主的なかたちをとって、党の行動の統一をもとめた。国民党は、ロシア党の「民主主義的中央集権制」を制度的に確定することによって、また共産党においては、

理論的な説得と論争が行なわれることよつてである。

しかし、国民党にせよ共産党にせよ、国共合作の実現以後も党内対立はやむことがなかつた。たとえば、国民党では、合作に反対し、あるいは反ソや反共を主張する黨員たちの動きは、数々の共産黨員の行動弾劾というかたちで噴出した。とりわけ、党内で重大視されたのは、大会後およそ半年をへた二四年六月一八日、右派が多数を占める中央監察委員会がおこなつた共産党弾劾案の提出である。²⁴ 共産黨員および社会主義青年団員は国民党に加入してフラクシヨン（分派）活動をおこなつている、彼らが党の政治や軍事行動にむやみな批判を加えていることは許されない、と非難するそれは、黨員の行動に対する監察権限をもつ、もつとも高位の組織の正式提起であつたからである。国民党がその組織原理を学んだロシア党では、すでに一九二一年の第一〇回大会で、「特別の政綱をもち」「自らのグループ的規律をつくりだそうとする」フラクシヨンの禁止を決議しており、国民党内部において共産党はまさしくそうした集団であつたのであるから、この点に関する監察委員会の糾弾には根拠があつたのである。

これを受けて中央執行委員会は、全体会議の招集と孫文による裁決を決議したが、実際に問題を解決したのは、中央執行委員会とその全体会議であつた。まず中央執行委員会は、七月七日、「中央執行委員会宣言」を採択し、一全大会と同様、黨員の統制は「その言論行動が本党の主義・政綱および党規約にもとづいていかどうかで判断する」との立場を表明した。ついで開かれたその全体会議（二期二中全会）は、八月一九日から監察委員会の提案を討議、監察委員の張繼らと、候補執行委員として会議に出席していた瞿秋白らが激しい論戦を交えたが、最終的には政治委員会が起草した、国民党の規律で共産黨員を統制することを内容とする「国民党内の共産派問題」決議草案、およびコミンテルンとの直接的な連係をめざした「中国国民党と世界革命運動の連絡問題」決議草案を多数決で採択した。右派の抵抗は抑え込まれた。すなわち、共産黨員の活動は国民党から見れば、事実上フラクシヨンであつたとしても、

国民党はこれを許容したのであった。⁽²⁵⁾

ところで、この共產党は、前述のように二全大会で中央集権的な、「鉄の規律」を基調とする組織原理を採択したが、党の意思決定、すなわち路線や政策決定については繰り返し論争をたたかかせていた。しかも彼らは、国民党加入にさいし、党の独自性を保持することを大前提としていたのであるから、まさしく国民党監察委員会が述べたように、国民党内の党派対立や政策の動揺について指弾することをためらわなかった。

たとえば、一九二四年八月、広東商人の軍事組織（商団）が武器・弾薬を密輸しようとしたことに端を発する商団事件にさいしては、共產党の中央機関誌『嚮導』は孫文ら国民党の動揺する対応を批判しつづけた。九月に孫文が北伐を開始すると、これをイギリス帝国主義とその走狗たる買弁階級に革命の根拠地である広東を引き渡すものだ、傭兵の軍隊で革命的な軍事行動をおこすことはできない、などと批判する論陣をはった。また同年一〇月、いわゆる北京政変で直隸派政権を打倒した馮玉祥の要請に応え、孫文が北上を決定すると、やはり『嚮導』は、それが帝国主義と軍閥にだまされるばかりか、その道具の立場におかれる、と批判している。⁽²⁶⁾

これらの批判に対して、国民党の機関紙『広州民国日報』の社説は、激しく反論した。——商団の反乱は、『嚮導』のいうような国民党右派の差金によるものではない、国民党内に左右の派の別はないし、仮にあるとしても、あのよくな誤った行動はとらない。北伐に意義はないというが、「打倒軍閥」「打倒帝国主義」を唱えながら傍観していて革命が成功するのか。国民党に共鳴するかぎり如何なる勢力とも手を結び、政府に参加する、そのために孫文は北上するのだ、と。⁽²⁷⁾ また、国民党中央執行委員会も『嚮導』の商団事件についての報道を事実の捏造、中傷であると「警告」したが、これにたいして共產党は「国民党中央執行委員会に答える」を『嚮導』に掲載して反論をおこなった。⁽²⁸⁾ すなわち、国共両党は、党員大衆や一般の民衆にも開かれた論争をしているのであり、こうした形での両党間の論争は、

国共合作期にはば一貫して見られるものである。

いったい政党における意思決定は、それが「一枚岩」と化した政党でないかぎり、一定の目標・主義を共通にしなから、そこに至る戦術や手段、具体的な方策をめぐって多数派と少数派、あるいはそれ以上のグループに分かれる中で、決着を見るはずである。そして、少数派に批判の自由を認めつつ、行動の統一を求めるのがほんらいの「民主主義的中央集権制」であるとすれば、国民党は少なくとも党内グループでもあった共産党に対して、こうした権利を認めていた。この点については、国民党は自らの組織原理とした「民主主義的中央集権制」の民主主義を機能させつづけたのである。

だが公開論争にあつて、共産党の国民党を左派・右派あるいは中間派と分ける見解を非難したことに現れているように、国民党は、党大会のうちに（加入している共産党員を除く）自党の党員たちが、分派を形成することにも、あるいは公然たる論争にのぞむことにも、警戒的であつたことは指摘されねばならない。

その第一の事例が、それまで数多く存在した党員団体が、大幅な規制を受けたことである。そのきっかけは、ある党員にたいしてとられた処分（逮捕）の撤回を、中国国民党華僑連合弁事処などの党員団体が連合して要請したことであつた。ところが、こうした諸団体の連合行動にたいして、二四年三月、孫文から処理を委ねられた中央執行委員会は、総章に規定がないという理由で「中国国民党××」といった党名を冠する諸団体の解散を決定したのである。

しかも、より重要なことに、「以後何らかの団体の組織が必要とされる場合には、所在地の最高党部が直接組織、指導すること」、党員は団体名を利用して「勝手な行動」をしてはならないこともあわせて決議された²⁸⁾。それは、党員が党内でグループをつくり意見を表明することが、明確に禁止されたことを意味していた。

第二の事例は、党の正式な意志決定がなされていない問題に対してまで、意見の公表が禁止されたことである。す

なわち、国民党内でも議論をよんでいた北京政府とソ連政府との間の国交回復交渉が二四年五月末に妥結したのち、一部の右派黨員が対ソ外交担当の執行委員の処罰を要請する通電を發し、ソ連への抗議をもとめる書簡を公表したことに對して、中央執行委員会がとつた措置である。中央執行委員会は、その公開書簡（七月二〇日發表）の中で、右派黨員たちの電文・書簡が、同委員会に到着する前に公表されたことを批判し、「党の方針」にかかわることは党内議論をへて決定を見たのちでなければ發表できないとして、彼らを訓告したのである。³⁰すでに国民党は改組準備の段階で、黨員は臨時執行委員会の許可なく「党務」（具体的には改組）についての意見を公表することはできないと規定していたが、この規制の範囲は広く「党の方針」すなわち政策全般にまで拡張された。しかもこうした規制は、のちに戴季陶が『国民革命と中国国民党』を出版して共產黨員の脱退を求めたときなど、以後も繰り返し表明されることになる。³¹

もちろんこうした規制には、一つの方向性、すなわち国共合作の維持という一全大会が決定した党の方針がその背景にあった。規制対象となった諸団体や言論が反共右派のものであったのに対し、上述のように共產党の活動や言論は、事実上規制を受けなかったからである。しかし、それにしても、一全大会で党の組織原理として確定された国民党の「民主主義的集権制度」は、大会で反対にまわつた党内少数派にとって著しく不利な、集権制に傾斜したものとして実現されることになった。

孫文や汪精衛が、少数派に自らの見解を保留し、次回の大会で多数をめざすことを認めていたことは前述のとおりである。だが、組織的活動や未決定の問題についての見解公表までが規制されるとすれば、少数派はいかなる契機をもって多数派たりうるであらうか。さらに、これらの規制によって、国民党内では事実上、機関誌（紙）などでの公開論争は不可能になった。とすれば、国民党の意志決定、その民主主義的な性格は、党の意志を会議の場で集団的に

議論し決定すること、そして共産党の批判を許容することに限られたことになる。そして問題は、こうした体制が党内で絶対的な権限をもち、国民党の求心力的な存在であった孫文の死（一九二五年三月）後の激しい党内抗争の中で、この集団的意思決定が揺らぎ始めることにある。

三 抗争の民主主義——その挫折

一九二五年三月の孫文の死後、国民党の意思決定の主導権を握ったのは、党規約に規定のない政治委員会だった。もともと前年の七月、孫文の補佐機関として設立された政治委員会は、二五年一月、孫文が北京で入院したのちに、北京にあって国民党の政務権限を代行し、自らを「中央執行委員会の上でも下でもない」組織と位置づけていた。政治委員会は、中央執行委員会から議案を付託されるほか、あるいは自ら決議をおこなって中執に追認を求め、場合によっては緊急決議をおこなってこれを執行し、中執に追認を求めていたのである。³³そして、孫文の死後、彼と一全大会の路線継承を決議した一期三中全会（三月三一日北京で開会、のち広州で五月一六日から二五日まで会議を継続）は、あらためてこの政治委員会に、緊急問題については中央執行委員会の名義で決議を公表できる権限を認めた。³⁴これは事実上、ほんらいの意思決定機構である中央執行委員会に優先する、別の機構の権力掌握に道を開いた。そしてこの政治委員会の権能とソ連の支援を体現したボロジンの支持を背景に、指導者として台頭したのが、左派の立場を固めた汪精衛であった。彼の主宰する政治委員会は六月半ば、これまでの大元帥府を委員制の国民政府に改組することを決議、政治委員会提出の国民政府委員名簿を中央執行委員会が承認し、七月一日、国民政府が成立した。同日、はじめて開かれた国民政府委員会議は、汪精衛を主席委員に選出したのである。³⁵

だが、こうした政治委員会主導の党運営にたいして、監察委員の一部は弾劾の動きをしめしたし、さらに右派の一部が訴えたテロリズムの手段——左派の領袖で党・政府の要職をいくつも兼任していた廖仲愷の暗殺（八月二〇日）は、国民党内の権力抗争をいっそう激化させ、逆に左派の党内基盤を強化させることになった。追い詰められた右派は一月北京に集結、反撃に出た。共産党員の党籍剥奪、政府顧問ボロジンの解任などを決議した、いわゆる西山会議（右派は一期四中全会を自称）である。それは執行委員の数で言えば、広州の党中央支持派（一名）にほぼ匹敵する一〇名が直接間接に関わった分裂行動であった。³⁶ 両者はそれぞれの機関紙（西山会議の『上海民国日報』と広州中央の『広州民国日報』など）を舞台に、相手の非合法性を指摘して糾弾しあつたが、注目すべきは西山会議の決議案の一つが、政治委員会の権力乱用を指弾し（緊急ではない決議の中央名義による発表、党務への干渉、「中央執行委員会は政治委員会の文書受領・發送機関と化した」こと）、「民主集権制」の再建を求めていることである。³⁷

これにたいして広州の中央執行委員会は、既定の方針どおり、二六年一月、広州で第二回全国代表大会を開いたが、そこでいくつかの対応策をとらざるを得なかつた。一つは、西山会議の関与者を含めての右派の取り込みであり、大会で大きな論争となつた西山会議派への対応も緩やかな処分（西山会議関与を理由とする除名は二名）にとどめられた。³⁸ さらに党規約（中国国民党総章）の改正のなかで、意志決定機構の整備がおこなわれた。

第一に、中央執行委員会を増員し（二四名から三六名）、全体会議は年に二回以上開くこと、全体会議欠席者の員数を（出席執行委員の三分の一以内で）同候補から補充し、表決権を持たせること、第二に、中央執行委員会の事務局的存在であつた常務委員会を増員し（三名から九名）、中央執行委員会に代わつて、党務の日常活動を主宰すること、が決定された。第三に、政治委員会の存在は新規約に明記され、二全大会後の二期一中全会は、同委員会を「中央執行委員会が特設する政治指導機関」とする「条例」を採択した。すなわち、一全大会の規約のもとでの党機

構に比べて、中央委員会の増員やその全体会議開催の定例化によって、意思決定に関わる機会やメンバーを増やし、また日常的な意思決定については、党務（党の人事や民衆運動指導を含む）を常務委員会が、政務（国民政府の政策決定）を政治委員会が担当するという分権化がはかられたことになる。³⁹⁾

さらに、中央執行委員会の選挙では、左派・共産党や右派の比率どおりに選出が行なわれている。すなわち、大会代表二七八名中、左派と共産党の代表が一六八名（六一パーセント）であったのにたいし、中央執行委員会では三六名中二一名（五八パーセント）、両者の比率はほぼ六割に近い。⁴⁰⁾この中央執行委員会が開いた一中全会で、常務委員会を選出、常務委員会が名簿を提出して政治委員会が選任されたが、この二つの国民党の日常的な意思決定機構では、左派が絶対多数を握った。ただし常務委員会の方には、メンバー以外の中央委員・同候補も表決権なしで「列席」できたし、毎週二回の会議のうち一度は常務委員会・各部部长・監察委員会連席会議として開催され、この場合部長と監察委員は表決権をもって出席している。この監察委員会は以前と同様、右派が多く任命されているから、この意味でも少数派に対する配慮がなされていることになる。

だが、左右両派の妥協を背景とするにせよ、国共合作期における最も民主主義的な意思決定システムは、たちまち覆された。約一年にわたる党内抗争の結果、国民党の有力な指導者はほぼ汪精衛（党政治委員会・軍事委員会主席、国民政府主席）と黄埔軍官学校の校長であり、国民党革命軍第一軍を握る蒋介石に限られていた。そして北伐の実行をめぐる両者の対立は、二六年三月二〇日、いわゆる中山艦事件⁴¹⁾で左派と共産党にたいするクーデタとなって爆発し、蒋介石は汪精衛を休職・国外退去に追込んだのである。彼はさらに、共産党・左派を押さえ、国民党中央の意思決定機構を一元化することをめざした。その手段が、国民党二期二中全会（五月一五―二二日）で採択された党務整理案である。党務整理案のうち、第一決議は、国共両党の關係改善をうたい、両党の連席會議設置を決定するにとどまっ

たが、第二決議は、中央党部の部長職から共産党員を排除するなど共産党の党内勢力押え込みを實行するものであった。さらに会議三日目、蒋介石は「指揮の統一と権力の集中」を理由に、譚延闓らと共同で、「中央執行委員会主席」の新設を提案した。この提案は、会議の審査委員会によって決議案にまとめられ、執行委員と監察委員から選ばれる「常務委員会主席」を新設し、これに共産党員の名簿管理や、党組織の活動監督権などを認めることが決議された（第三決議⁴¹）。ついで行なわれた選挙では、蒋介石らの提案にもつき候補を含む執行委員・監察委員全員が投票し、蔣の盟友張静江（監察委員）が三七票中一九票を獲得して当選した⁴²。

ついで二期臨時中全会（七月四―六日）では、蒋介石自身が、同様の選出方法で常務委員会主席に選ばれ（三五票中一八票）、まもなく彼は、汪精衛の権力基盤であった政治委員会の機能を常務委員会に吸収することに成功する。蒋介石は、毎週三回開かれる常務委員会を、それぞれ常務委員会、政治会議、常務委員・各部部长・監察委員連席会議として開催することを認めさせたのである⁴³。このことよって蒋介石は、これまで党務と政務で二分されてきた国民党の中央機構を、常務委員会主席として一手に指導できることになった。このほか彼は、国民革命軍總司令、党中央組織部長、軍人部長、国民政府委員などの要職を次々に手に入れ、国民党や政府、軍における独裁的な権限を手にしたうえで、北伐を開始した。

だが、蒋介石の独裁は充分な基盤をもつものではなかった。張静江や蒋介石の常務委員会主席選出も、党規約によらない選出方法に支えられたものであって、それでも過半数ぎりぎりの票しか獲得できていない。かつて汪精衛ら左派が党中央を掌握した時期のような、安定した多数派は構成されていなかった。

したがって、蒋介石がめざした一元的な権力掌握は、この時点では完全な成功を見ることはできなかった。第一に、政治会議は蒋介石が構想したような常務委員会の一部としてではなく、まもなく以前と同様の、独立した政務機構と

しての機能を回復しはじめる。⁴⁶ また第二に、政治会議は九月はじめ、武漢陥落を目前にして、中央執行委員および各省執行委員などからなる連席会議の開催を決定するが、これは「国民革命の進展」という新たな状況から大会を開くべきだとの、常務委員会主席代理張静江の提案にもとづいている。全党的な意思決定という一全大会以来の慣行は、なお守られていたのである。⁴⁵ 一〇月に開催されたこの党大会に準じる規模をもった連席会議は、左派が優勢を占め、蒋介石が主張していた党本部・政府の武漢移転を阻み、また張静江の反対を押し切って汪精衛の復帰要請決議をおこなった。⁴⁶

さらに蒋介石の独裁的な党権力、国民党内の共産党勢力制限も、共産党の批判を抑え込むことはできなかった。共産党は、コミンテルンのあくまで国共合作を維持するという方針のもとに、中山艦事件から二期二中全会にいたる時期、蒋介石の権力伸張を容認し、妥協する道を選んでいった。だが、それでも蒋介石の共産党を攻撃する言動には、彼らの機関誌で論争を挑んだし、蒋介石も公開の場で反論せざるを得なかった。⁴⁷ また陳独秀が『嚮導』に発表した論文が北伐に反対を表明したとき、前線にあった蒋介石は、国民党中央執行委員会に打電、陳独秀の論文は「国民革命を妨げ、両党合作の精神を破壊するものだ」として、中共中央に責任ある回答をもとめるよう要求した。が、この要求に対する中央政治会議の判断は、常務委員会主席代理の張静江が個人として陳独秀に書簡を送り問いたです、というものにとどまった。共産党の側は、この張静江やその他の反論書簡を『嚮導』に一括掲載し、これに再反論を加えたのであった。⁴⁸

このとき共産党の内部では、この北伐をめぐる支持派と反対派が対立し、党の中央委員会ではなく、総書記陳独秀の見解が党を代表するようになっていた。そのため、いくつかの地方組織は北伐支持の意見を取り消さざるを得なかったし、あくまで北伐の指導権をプロレタリアートが握ることを主張した政治局委員瞿秋白は、『嚮導』などでの

論文公表の機会を奪われた。⁴⁹すなわちこの北伐をめぐる論争は、共産党内部ではけっして民主的な解決を見てはいなかったが、国民党の中の批判勢力としての共産党の役割は、失われてはいなかったのである。

国民党の民主主義は、孫文死後の二年弱の間、後継をめぐる権力闘争と連動しながら、動揺しつづけた。テロや分裂、さらにクーデタという民主主義の枠外にある手段がこれを揺るがし、寡頭化する権力の掌握者によって意思決定機構も変動を見たのである。しかし、一全大会がめざした全党的な意思決定や集団的な意思決定、そして共産党の批判という根幹だけは、かろうじて存続したことも指摘できるだろう。だが、この民主的意決定への復元力は、党内抗争の次なる段階を乗り越えることはできなかった。

一月、武漢遷都が正式決定されたのち、党中央と政府の移動が開始されると、武漢に先着したグループは、一月一三日、国民党中央執行委員会・国民政府委員臨時連席会議を組織して、最高権限の行使を宣言し、さらに中央委員会全体会議の招集準備を通達した。左派・共産党、および反蒋介石の右派からなる彼らは、自らの主導のもとに全体会議を開催し、常務委員会主席のポストを廃止して、蒋介石の権力を解体することをめざしたのである。これに対して、蒋介石は、広州から南昌に到着した張靜江（常務委員会主席代理）、譚延闓（国民政府主席代理兼政治会議主席代理）らをとどめ、中央政治会議臨時会議の名のもとに党・政府の南昌移転を主張してこの動きに対抗した。

この二つの臨時組織は、まず電報でその正統性を争い、蒋介石がいったんは武漢に赴くなど要人が南昌と武漢を往來して折衝が行われたが、ついに合意は形成されなかった。⁵⁰二月半は、武漢側は蒋介石、およびその代理人たる張靜江にたいする公然たる批判に踏み切った。——いわゆる党権向上運動である。武漢側の機関紙『漢口民国日報』は、連日のように軍事力を背景にした蒋介石の「個人独裁」を批判し、民主集中制の回復を訴え、党権力の強化を主張するキャンペーンを展開したのである。⁵¹この運動は三月初めには、中央執行委員の多数派を結集することに成功した。

党規約にもとづかない武漢臨時連席會議にせよ、正規委員の半分も糾合できなかった南昌臨時政治會議にせよ、原則から言えばともに欠陥のある機構であったが、武漢側はより多くの執行委員を擁し、何よりも武漢遷都は党の正式決議を見たものであったからである。三月七日、南昌から譚延闓ら臨時政治會議の五名のメンバーが武漢に到着、一日には中央執行委員会全体會議が正式に開催された。党常務委員会主席のポストの廃止、軍事委員会の権限強化、そして国民革命軍總司令部のもとに収入の八割が集中されていた財政の統一などが決議された。⁵²

しかし、こうした強化された党権力も、強大な軍事力を握る蒋介石を抑えることはできなかった。四月一二日、蒋介石の指示を受けた国民革命軍の部隊は上海でクーデタを起こし、労働者や共産黨員数百名を虐殺して、生まれたばかりの共産党主導の臨時市民政府を打倒した。一四日から一六日にかけて南京で開かれた蒋介石を支持する執行委員と監察委員の會議（中央委員の約四分の一が参加）は、中央政治會議の開催を決定、この政治會議が武漢に対抗する南京国民政府の樹立を決定した。⁵³ それは、西山會議に比べても少ない比率の委員たちが、蒋介石の軍事力を背景にした分裂行動であった。ここに、国民党の民主主義的な意思決定への志向は、その生命を絶たれた。国共合作の完全な崩壊——今度は武漢国民党が政権からの共産の放逐を決めた、いわゆる「分共」決議は、その三カ月のことである。

おわりに——二〇年代民主主義の帰結

孫文が国民党改組を決断したとき、そこで導入された党内民主主義は、全党的な意思決定を行なうことによって党の行動の統一をもとめるものであった。それは、少なくとも全国大会や中央委員会全体會議によって党の方針を正式に決定する、という点で以後の国民党の意思決定のあり方を規制した。中央委員の多数の支持を得たものが、党権力

を掌握したという意味では、上海クーデタ以前の蒋介石も、汪精衛や左派も変わりがない。だが、それも上海クーデタまでのことである。これ以後の国民党は、中央委員の数ではなく、軍事力の強弱によって左右されていくからである。

党内民主主義が長続きできなかった原因には、もちろん孫文後継をめぐる権力抗争や共産党との合作をめぐる党派対立、さらにその背後にある階級闘争の激化があげられよう。とくに権力抗争は指導者を寡頭化させたし、その中にはしばしば党の正式会議ではないごく少数人数の会合が事態を動かしたからである。だが、それ以外にも、国民党の「民主主義的集権制度」が、まず制度や理念として導入されたのであって、その内容を豊かにする契機にとほしかつたことも指摘されねばならない。孫文に圧倒的な権威があった以上、彼の死後にあつても国民党はその思想の継承を結集軸とせざるを得ず、あらたな革命論の模索には消極的にならざるを得なかった。たとえば国民革命後の国家構想についての意見公表も禁じられている。また党内対立を克服するための手段としてとられた反対意見の公表禁止は、党内の公開論争、大衆に開かれた論争を不可能にした。国民党内部の論争が公然たるものとなったのは、西山会議や武漢・南昌の対立のような分裂に直面したときだけであり、それも非難合戦に近い。こうした革命理論の追究や公開論争の欠落を補い得たのは、党内グループとしての共産党の存在であったが、合作の瓦解とともに、そうした道も閉ざされた。

一方共産党は国民党に比べて、制度的には民主主義の導入は遅れた。共産党がロシア党二二年規約にならつて、党の組織原理を「民主集中制」とし、また意思決定以前の党内論争の自由についての条項を規約に導入したのは、二七年六月、武漢分共の直前のことであった。だが、彼らは限界はあつたにせよ、党の政策を多くの場合論争で決着させてきたし、新たな革命論をめぐる機関誌で議論がおこなわれた。そして、彼らは国民革命が共産党にとっての敗北

に終わったのち、党内屈指の理論家瞿秋白を指導者として党の方針を武装暴動に転換させた八七会議以降、党内民主主義に力点をおいて組織問題や政策決定を語るようになる。敗北の責任を押し付けられた陳独秀の「家父長」的な指導が糾弾された結果、「家父長」制に對置されるものとして党内民主主義の導人がはかられるのである。党中央は下部組織での政策討議を重視したし、機関誌は政策の討議や批判の場として開放された。党中央と下部組織の間の論争も、必ずしも後者の前者に対する服従だけに終わっていない。

しかし、こうした共産党の党内民主主義がもつとも豊かであった時代は、ほぼ一年ほどにとどまった。武装暴動路線の失敗の結果、瞿秋白が指導権を失ったのち、二〇年代末から三〇年代はじめにかけて、過酷な地下闘争の環境にあった共産党の中では瞿秋白のような理論家たちが指導部から退場し、さらにスターリン主義が全党に浸透しはじめる。これらの要因は、国民党に遅れること数年にして、共産党の意思決定からも民主主義を失わせるのである。⁵⁵⁾

そして一九二九年、二人の知識人が民主主義を主張しながら国民党と共産党を批判している。かつて新文化運動の中心的な役割を担い、二〇年代はじめには一人は漸進的な改良主義者として、一人は革命を主張する社会主義者として、異なる立場から民主主義を語った胡適と陳独秀である。胡適は、国民党政権が言論の自由を中心とする人権を保障していないことを批判し、法による統治を主張した⁵⁶⁾。またこの年陳独秀は、党中央にたいし公開論争をもとめ、

「批判の自由」を中心とする党内民主主義の回復を要求したのであった。⁵⁷⁾しかし胡適の主張は全く無視され、国民党の人権抑圧はつづいた。また陳独秀は党を除名され、共産党はまもなく反対意見の存在を許さない「一枚岩」の政党へと変貌をとげる。この時点でもはや、二人の国民党と共産党に向けられた叫びは、ほとんど孤軍のそれにすぎなかったのである。——それは、新文化運動期から二〇年代はじめにかけてさまざまな可能性をもって論じられた中国の民主主義思想の、二〇年代を通じた実践の帰結を象徴するものだった。そしてさらに言えば、この二〇年代の帰結は、

蒋介石の国民党政権での、そして毛沢東支配下の、中国における民主主義の行方を決定づけたのである。

注

- (1) 陳独秀「『新青年』罪案之答弁書」『新青年』六卷一号、一九一九年一月一五日。
- (2) 胡適等「我們的政治主張」『努力週報』二期、一九二二年五月一四日。
- (3) 「關於『民主的連合戦線』的議決案」『中國共產黨第二次全國大會宣言』中央檔案館編『中共中央文件選集』一 中共中央党校出版社、一九八九年八月、六六、一一五―一六頁。
- (4) 孫文『建国方略』（一九二二年再版）中山大学歴史系孫中山研究室等編『孫中山全集』第六卷 中華書局、一九八五年四月、二〇四―〇五頁。
- (5) 「中國國民黨第一次全國代表大會宣言」『孫中山全集』第九卷、一二〇頁。
- (6) たとえば、孫文「關於組織國民政府案之說明」『孫中山全集』第九卷、一〇三頁、字木（陳字木）「以党治国及党治潮梅」『広州民国日報』一九二四年五月一日。
- (7) たとえば、「短言」『共產黨』第一号、一九二〇年一月七日、「中國共產黨第一個綱領」『中共中央文件選集』一、三三頁。
- (8) 「討論無政府主義」『新青年』九卷四号、一九二二年八月一日、周明「我對於鄧初民君与高一涵君討論國民党的討論」『努力週報』七三期、一九二三年一〇月七日、惲代英「民治運動」『東方雜誌』一九卷一八号、一九二三年九月一五日。
- (9) 以下、中華革命党については、狭間直樹「孫文思想における民主と独裁」『東方學報』京都 五八冊、一九八六年三月、参照。
- (10) 孫文「在上海中國國民黨本部會議的演說」『孫中山全集』第五卷、三九一、三九三―九四頁。
- (11) 「中國國民黨規約」「中國國民黨總章」『孫中山全集』第五卷、一二七―二八、四〇二頁。
- (12) 廖仲愷は、一九二五年四月二日の広州における孫文追悼集会で、次のような演説をしている（『広州民国日報』「党声週刊」五九期、一九二五年四月一三日）。

民権初歩の一書は二〇年前、私が日本に留学している時、総理はある種の民政を主張し、多数による政治を実現させようとしていたが、それは多くの技術があつてはじめて達成できるものだった。当時、東京の学生の会議はまったく無秩序であつたので、総理は会議の技術を拡充完備して、それから各人が宣伝を開始することを主張した。その時私に一つの本を渡し、翻訳を依頼した。私は読まずにはおいた。……革命の後に、先生はこの本を出版された。すなわち民権初歩である。

(13) 『中共中央文件選集』一、九〇―九二、九六―九九頁。

(14) 思順・君宇〔高君宇〕答「読独秀君造国論底疑問」『嚮導』四期、一九二二年一〇月四日。高君宇はこのとき中央委員。

(15) 「斯内夫利特（マリーリン）筆記——中国共産党第三次代表大会關於国共合作問題的討論」李玉貞・杜魏華編『馬林与第一次国共合作』光明日報出版社、一九八九年九月、一三八―四二頁。

(16) 『国民党週刊』一期、一九二三年一月二五日。ロシア党二年規約は、藤井一行『民主集中制と党内民主主義』青木書店一九七八年一月、二六三―七三頁参照。

(17) 中国第二歴史檔案館編『中国国民党第一・二次全国代表大会會議史料』江蘇古籍出版社、一九八六年九月（以下、『国民党大会史料』と略称）二七―二八頁。

(18) たとえば、大会規則では臨時動議を提出するさい、一〇名以上の賛成が必要とされていたが、大会代表の満場一致の意見で、孫文にはこの規則は適用されていない（『国民党大会史料』三九頁）。

(19) 『国民党大会史料』九一―一〇一頁。

(20) 『中国国民党週刊』一八期、一九二四年四月二七日。

(21) 羅家倫主編・黄季陸增訂『国父年譜』下冊 中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会、一九六九年一月、一〇三六―三七頁および『国民党大会史料』四六頁。

(22) 孫文が反対派を強権的に抑えたのは、管見のかぎりでは、反共にあくまで固執した馮自由に対しての時だけである。この時（二四年二月）孫文は、「除名と銃殺」まで口にして（馮自由致孫中山先生函稿）『檔案与歴史』一九八六年一期。

- (23) 『国民党大会史料』七六～七七頁。
- (24) 李雲漢『從容共到清党』中国學術著作獎勵委員會叢書、一九六六年五月、三〇三～〇五頁。
- (25) 「中央執行委員會宣言」『中央執行委員會第四十次會議錄』(七月三日)、『中国国民党週刊』三〇期、一九二四年七月二〇日
および李雲漢『從容共到清党』三三四～三一頁。
- (26) 公俠「帝國主義軍閥買弁右派共同宰割之下的広州革命政府」『嚮導』八二期、一九二四年九月二〇日、和森(蔡和森)「北伐呢? 抵抗英国帝國主義及反革命呢?」同前八三期、九月一七日、和森「北京政變与国民党」同前八九期、一〇月二十九日。
- (27) 孚木(陳孚木)「告批評国民党的同志」『広州民国日報』一九二四年一月四日、孚木「為革命北伐及大元帥北上告嚮導週報」同前十一月一〇～一一日。
- (28) 「国民党再警告嚮導週報」『広州民国日報』一九二四年一月一日、記者「答国民党中央執行委員會」『嚮導』九二期、一月一九日。
- (29) 「中央執行委員會第十四次會議錄(十三年三月十五日)」『中国国民党週刊』一五期、一九二四年四月六日、「中央執行委員會通告第二十三号」(三月一六日)同前一三期、三月三日、「中央執行委員會第十七次會議錄(十三年三月二十七日)」同前一七期、四月二〇日。
- (30) 「本党对顧加協定之態度」『中央執行委員會第三十九次會議錄(十三年六月三十日)』『中国国民党週刊』二九期、一九二四年七月二三日、「覆朱乃斌等關於中俄交涉問題函」同前三〇期、七月二〇日。
- (31) 「十二月三日臨時中央執行委員會第十三次會議記錄摘要」『国民党週刊』四期、一九二三年二月二六日。
- (32) 「中央執行委員會第五十三次會議錄(十三年九月八日)」『中国国民党週刊』三九期、一九二四年九月二日、「国民党一百十三次會議紀」『広州民国日報』一九二五年一〇月二〇日、「限制黨員擅發言論」同前一〇月一九日。
- (33) 「汪精衛先生答客問」『上海民国日報』一九二五年三月三日。
- (34) 中国国民党中央執行委員會第四次全体會議(西山會議)「取消政治委員會案」(一九二五年一月三三日)中共北京市委党史研究室編『第一次国共合作在北京』北京出版社、一九八九年四月、五七〇頁。

- (35) 「革命政府宣布改組案」『広州民国日報』一九二五年六月二五日、「国民政府昨日之會議」同前七月三日、李雲漢「從容共到清党」三七三～七五頁。
- (36) 「汪精衛先生關於中央執行委員人數之重要談話」『広州民国日報』一九二五年二月九日。
- (37) 「取消政治委員會案」『第一次國共合作在北京』五七〇頁。
- (38) 「国民党大会史料」二八三～九四頁。
- (39) 「国民党大会史料」三二〇～三三五、三七〇～七四、四五六頁。
- (40) 「譚平山文集」人民出版社、一九八六年九月、三四四頁および「周恩來選集」人民出版社、一九八〇年二月、一一八～一九頁。
- (41) 「国民党大会史料」七一三～七一六頁、「中国国民党第二次中央執行委員会全体會議記録」第一日第一号～第四日第四号。なお、「中央執行委員会主席」であればこのポストの改廃は次の大会まで待たねばならないが、「常務委員会主席」では次の中会で可能だから、この変更の背景には、反蒋介石派の抵抗があったと推定できる。
- (42) 整理党務案第三決議の投票権者を、會議三日目の蒋介石の共同提案は「中央執行委員中央監察委員会全体」としているが、これが委員候補を含むことは、「會議記録」に委員候補までが「列席者」ではなく投票権をもつ「出席者」と明記されていることからわかる。
- (43) すでに七月四日の張静江と譚延闓（当時政治委員会主席）との会合で、蒋介石は政治委員会の常務委員会への統合について合意を得ており（毛思誠編『民国十五年以前之蒋介石先生』）、ついで七月六日、二期臨時中全会は、政治委員会と常務委員会が毎週一回合同會議を開くことを決定（中国国民党第一期中央執行委員臨時全体會議記録「第三日第三号」）、そのうえで政治委員会は、暫時停会を決議した。こうして、七月一三日の常務委員會議で蒋介石は、政治委員会の機能を常務委員會議に引き継がせることに成功する（『国民党大会史料』六〇四頁）。
- (44) 当初こそ會議は週一回に限られたが、まもなくポロジンの提案で週二回、ついで孫科の提案で週三回會議を開き、旧政治委員会と同様になった（第三次政治會議事録「一九二六年七月二九日」、「第七次政治會議事録」八月二二日）。

- (45) 「第十六次政治會議事録」〔一九二六年九月四日〕。
- (46) 「國民政府發展問題決議案」「致汪精衛同志電」「中國國民黨中央各省區連席會議對全國人民宣言」「國民革命軍」總政治部、一九二六年一月二日、三〇、六一、六二頁。
- (47) 陳独秀「給蔣介石的一封信」『嚮導』一五七期、一九二六年六月九日、大雷（張太雷）「到底要不要國民黨」『人民週刊』一四期、六月一〇日、蔣介石「總理紀念週的訓辭」〔六月二八日〕「蔣校長演說講演集」。
- (48) 陳独秀「論國民政府之北伐」『嚮導』一六一期、一九二六年七月七日、「第十九次政治會議事録」〔一九二六年九月二日〕
および張人傑（張靜江）・符琇・黃世見・冥飛・陳独秀「討論北伐問題」『嚮導』一七一期、九月二〇日。
- (49) 江田憲治「中國共產黨の党内民主主義」『史林』七七卷六号、一九九四年一月。
- (50) 李雲漢「從容共到清黨」五三〇、四〇頁、劉繼增ほか『武漢國民政府史』湖北人民出版社、一九八六年七月、三八、四七、二五八、七〇頁。
- (51) 「省市兩黨部昨日黨務問題之重要會議」『漢口民國日報』一九二七年二月一四日、「中央宣傳委員會通過之黨務宣傳要點」同前二月一六日、鄧演達「現在大家應該注意的什麼？」同前二月一七日、孫科「為什麼要統一黨的指導機關？」同前二月二〇日。
- (52) 『武漢國民政府史』二八三、九五頁。
- (53) 李雲漢「從容共到清黨」六三〇、三二頁。
- (54) 『國民黨大會史料』六七五、七六頁。
- (55) 前掲江田憲治「中國共產黨の党内民主主義」。
- (56) 胡適「人權與約法」『新月』二卷二号、一九二九年四月一〇日。
- (57) 陳独秀等「我們的政治意見書」〔一九二九年二月一五日〕中國人民解放軍政治學院黨史教研室編『中共黨史參考資料』第五冊、四〇三頁。